

時間外・休日労働を行うには 36（サブロク）協定が必要です

- 労働者が、法律の上限（1週 40 時間、1日 8 時間）を超える時間働く場合や、法定休日（1週 1 日）に働く場合には、あらかじめ「時間外労働・休日労働に関する協定」（いわゆる 36（サブロク）協定）を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

様式

- 36（サブロク）協定届の様式は以下からダウンロードできます。

労働基準関係主要様式

検索



- 36（サブロク）協定届をスムーズに作成いただけるよう、作成支援ツールをご用意しております。是非ご活用ください。

36 協定 作成支援

検索



※ 建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）の場合、自動車運転の業務を含む場合及び特定医師を含む場合は、専用の様式をご利用ください。

36（サブロク）協定の届出先

- 36（サブロク）協定は、事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお届けください。

（県内の労働基準監督署の管轄）

富山労働基準監督署：富山市

高岡労働基準監督署：高岡市、氷見市、射水市

魚津労働基準監督署：魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡

砺波労働基準監督署：砺波市、小矢部市、南砺市

電子申請

- 毎年、3月の年度末と4月の年度初めは、労働基準監督署の受付窓口が大変混み合いますので、電子申請によるお届けをお勧めしています。是非ご活用ください。

労基法等 電子

検索



【本記事の問合せ先】 富山労働局労働基準部監督課 電話 076-432-2730